

## 事例

### 誰でも参加できる狩猟エコツアー（千葉県）

千葉県安房郡鋸南町<sup>あわぐんきょなんまち</sup>では、野生鳥獣による農業被害が深刻になっており、近年は住宅付近にもイノシシが出現するようになりました。

このような中、町では平成26（2014）年9月に鋸南町<sup>きょなんまち</sup>鳥獣被害対策実施隊を結成し、野生鳥獣の捕獲等を行っていますが、高齢化の進行により将来の町在住の狩猟免許所持者は減少すると見込まれています。そこで、町に設置された「鋸南町有害鳥獣対策協議会」では、都市住民に野生鳥獣の被害の現状を知ってもらうとともに、野生鳥獣捕獲の新たな担い手の確保を目的として、平成27（2015）年度から狩猟エコツアーを開催しています。

狩猟エコツアーは、「けもの道トレッキング」、「解体ワークショップ」、「ジビエ料理ワークショップ」の3つのメニューで構成され、「けもの道トレッキング」では、町内里山でのイノシシのわな猟の模擬体験、「解体ワークショップ」では、箱わなで捕獲したイノシシやシカの捕殺・解体、「ジビエ料理ワークショップ」では、料理人を講師としたジビエ料理の講習会が、それぞれ行われています。これらメニューは平成28（2016）年度に計6回開催され、予定の4倍弱に当たる137人が参加しました。参加者の約4割は東京都、神奈川県等都市部の在住者であり、参加者からは「引き続きツアーに参加して将来的には狩猟免許の取得に取り組みたい。」、「ジビエは臭いが心配だったが、気にならず親しめる。」などの感想が寄せられました。

同協議会では、ツアー参加者が野生鳥獣の捕獲における担い手となることで同町との交流が深まり、移住・定住に発展することを期待しています。



解体の様子

#### （施策の効果的な推進に向け、鳥獣被害防止特別措置法を改正）

鳥獣による農林水産業等の被害を防止するための施策を効果的に推進するため、平成28（2016）年11月に、鳥獣被害防止特別措置法が改正され、同年12月に公布・施行されました。

同改正により、鳥獣捕獲等に従事する者について、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除措置の期限が平成33（2021）年12月3日まで5年間延長されるとともに、実施隊の設置促進や体制強化、捕獲した鳥獣のジビエとしての利用等の推進につながる規定の新設・拡充が行われました。

#### （平成29年度内の試験導入に向け、ジビエの統一的な取扱規格を検討）

鳥獣被害防止対策の推進により、シカやイノシシ等の野生鳥獣の捕獲数が年々増加傾向にある一方で、捕獲鳥獣を地域資源として捉え、ジビエ等に有効活用しようとする前向きな取組が全国各地に広まりつつあります。

農林水産省が平成28（2016）年6月に行ったジビエに対する消費者へのアンケート調査では、「獣の独特な臭いがしそう」71.8%、「飼育の経緯がわからないため肉全体の安全面が不安」43.3%といった否定的な印象がある一方で、「赤身のためヘルシー」45.1%